

木 津 町 区 規 約

制定	平成 2 年 4 月 1 日	改定	平成 6 年 5 月 22 日	改定	平成 8 年 5 月 19 日
改定	平成 11 年 5 月 9 日	改定	平成 14 年 5 月 12 日	改定	平成 15 年 5 月 18 日
改定	平成 18 年 5 月 14 日	改定	平成 19 年 5 月 13 日	改定	平成 20 年 5 月 11 日
改定	平成 21 年 5 月 24 日	改定	平成 22 年 5 月 23 日	改定	平成 23 年 5 月 27 日
改定	平成 25 年 5 月 19 日	改定	平成 26 年 5 月 18 日	改定	平成 28 年 5 月 15 日
改定	平成 30 年 5 月 20 日	改定	令和 元年 5 月 19 日	改定	令和 2 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 5 月 23 日	改定	令和 4 年 5 月 16 日	改定	令和 6 年 5 月 18 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区（以下、「本区」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本区の事務所は地域長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本区は、区民の利便および区民相互の親睦を図り、区民の福祉向上に寄与し、地域内における市行政の円滑な運営に協力することを目的とする。

【活動区分】

第 4 条 木津町地域における活動等を一般業務と農事業務に区分し、本区は一般業務を司る。

【区 域】

第 5 条 本区は次の町内会または自治会（以下、「自治会」という。）をもって構成する。

三丁目、四丁目、五丁目、小寺町、西町、三桝町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、若葉町、木津南ガーデンタウン（以下、「南ガーデン」と略称する。）、城西町、サンガーデン木津西（同「サンガーデン」）、木津八ヶ坪、木津瓦谷中央自治会（同「木津瓦谷中央」）、コンフォート木津神田（同「神田自治会」）、リーブルガーデン宮ノ内（同「リーブル宮ノ内」）、クレイドルガーデン宮ノ内（同「クレイドル」）、木津宮ノ内 1 0 7（同「宮ノ内 1 0 7」）、公園南、フォレスト木津（同「フォレスト」）、ガーデン瓦谷

【事 業】

第 6 条 本区は次の事業を行う。

- (1) 各自治会および区民相互の親睦を図る集会等の開催
- (2) 本区自主防災に関する事項
- (3) 本区内の開発に関する事項
- (4) 区民の福祉向上に関する事項
- (5) 青少年の健全な育成に関する事項
- (6) 本区内の防犯活動に関する事項
- (7) その他

【役 員】

第 7 条 本区に次の役員を置く。

- (1) 地 域 長 1 名
 - (2) 副 地 域 長 1 名
 - (3) 会 計 1 名
 - (4) 防 災 部 長 1 名
 - (5) 監 事 1 名
 - (6) 相 談 役 若干名
 - (7) 事 務 局 員 1 名
2. 地域長は前副地域長が継承する。
 3. 副地域長は前会計が継承する。

4. 会計は付表のとおり輪番制とし、各自治会の互選により選任される。
5. 防災部長は地域長が委嘱する。
6. 監事は付表のとおり輪番制とし、各町の総代または自治会長の互選により選任される。
7. 相談役は地域長が委嘱する。
8. 事務局員は必要に応じて置くことができる。その場合、地域長が委嘱する。

【役員の任務】

- 第8条 地域長は本区を代表し、本区の運営を統括する。また、「木津川市行政地域設置条例」に掲げられている、次の事項を行う。
- (1) 市が発する情報及び連絡事項等の地域住民への周知及び市政の普及に対する協力並びに資料等の収集提供に関すること
 - (2) 市政と地域住民との連絡調整に関すること
 - (3) 市政運営に関し選任が必要となる委員等の推薦に関すること
但し、木津六区財産管理委員は水利組合代表者1名を推薦すること
 - (4) 市が策定又は実施する各種行政計画及び事業計画に関して必要となる調査や資料の提供又は地域住民の意見等の取りまとめに関すること
 - (5) その他、市長が特に認めること
2. 副地域長は地域長を補佐し、地域長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 会計は、本区の会計事務一切を司る。
 4. 防災部長は、本区防災部門における実務一般を司る。
 5. 監事は、本区の会計を監査する。
 6. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本区の活動状況等について助言する。
 7. 事務局員は、地域長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。

【役員の任期】

- 第9条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、防災部長、相談役および事務局員については再任を妨げない。

【委員会の設置】

- 第10条 本区事業の円滑な推進を図る目的で、次の委員会等を設置し役員（委員長等）および必要な員数の委員を置く。
- (1) 木津町区自主防災会
 - (2) 開発委員会
 - (3) 社会福祉協議会木津町区支部
 - (4) 木津町区青少年育成委員会
 - (5) 木津町区財産処理(処分)委員会**

【区費】

- 第11条 本区事業の円滑な推進と健全な運営を図る目的で、次のとおり区費を定める。
- (1) 年間区費用 一戸当たり 1,000円 一法人当たり 10,000円
但し、自然災害等により本区事業の運営ができなくなった年度は、役員と協議のうえ、地域長が区費の減額を決定することができる。
 - (2) 区費の納入
各町総代（自治会長）は、区費を本区会計に原則として、6月・12月にそれぞれ上期分・下期分を納付する。

【総会】

- 第12条 地域長は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を審議し賛同を得るものとする。
- (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること

- (4) 規約の改定に関すること
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
- 2. 総会は、本区役員、町総代（自治会長）、協議委員、防災委員、開発委員、福祉委員、青少年育成委員、その他地域長が必要と認めるものをもって構成する。
- 3. 総会は、前項に示した構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席に代えることができる。
但し、自然災害等により総会開催ができなくなった時は、全構成員に第12条第1項で示す事項を総会資料として、配付することで成立とする。
- 4. 総会は、その審議事項の一部を次条に示す町総代・協議委員合同会議に委任することができる。
- 5. 地域長が開催を必要と判断した場合、または役員の半数以上から要請があった場合、地域長は臨時総会を招集しなければならない。臨時総会の構成員や成立要件は本条第2項および第3項と同様とする。

【会議】

- 第13条 地域長は、本区役員、各自治会の町総代・協議委員により構成される合同会議を、定期的に開催することとする。
- 2. 合同会議は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、合同会議が特に必要と認めたこと

【会計年度】

- 第14条 本区自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

- 第15条 本区自治会の会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【文書(記録)の管理】

- 第16条 本区に係わる文書(記録)の管理と保存期間、管理担当及び保存・廃棄方法を定める。
- (1) 管理文書(記録)、保存期間、管理部門は付表2に基づいて実施する。
 - (2) 管理文書(記録)は、原本として地域長が定める場所に保管する。
なお、必要により電子媒体の保存も可とする。
 - (3) 保存期間を過ぎた管理文書(記録)は速やかに廃棄し、管理外の文書(記録)は役員と協議し、地域長の承認を得たうえで廃棄処分する。

【自治会の組成】

- 第17条 本区地内に新設される戸建住宅ならびに集合住宅等は自治会を組成する。
- (1) 分譲戸建住宅ならびに分譲集合住宅は、開発申請ならびに確認申請前に本区と工事協定書を締結し、入居開始と同時に自治会組成の発足を原則とする。またその旨を協定書に明記し了解を得るものとする。
 - (2) 賃貸集合住宅は前項と同等の扱いとし、自治会の組成については発足を原則としその旨を協定書に明記する。
 - (3) 一般戸建住宅に入居される方は、確認申請前に本区に届け出るものとし、工事完成後はその地域内の既存自治会に加入することを原則とする。

【付表 1】

年 度	会 計 の 選 任	監 事 の 選 任
令和 6 年度 (2024)	南ガーデン・サンガーデン ・クレイドル	小寺町
令和 8 年度 (2026)	五丁目	不二荘園・神田自治会
令和 10 年度 (2028)	三丁目・四丁目	西町
令和 12 年度 (2030)	小寺町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津 瓦谷中央・公園南・ガーデン瓦谷
令和 14 年度 (2032)	不二荘園・神田自治会	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ 内・宮ノ内107・フォレスト
令和 16 年度 (2034)	西町	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和 18 年度 (2036)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津 瓦谷中央・公園南・ガーデン瓦谷	五丁目
令和 20 年度 (2038)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ 内・宮ノ内107・フォレスト	三丁目・四丁目
令和 22 年度 (2040)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	小寺町

【付表 2】

管理文書(記録)名	保存期間	管理担当	備 考
総会冊子	永久	地域長	各規程、規約含む
金銭出納帳	永久	会計	—
領収書綴り	10 年	会計	—
備品台帳	永久	会計	年一回点検し点検記録を残すこと 自主防災会備品含む
収支決算書	永久	会計	—
市との取り決め	永久	地域長	区と木津川市との取決め約束事項
開発工事協定書 工事合意書	永久	地域長	工事完了後も記録として保存
要望書	10 年	地域長	市・回答書も含む
各種申請書	10 年	地域長	市に対する申請書